

## 農地法第4条届出書の添付書類一覧 (市街化区域内)

必 要 書 類	部 数	内 容	確 認 欄
転用届出書	1	届出書は農業委員会事務局にあります。	
法人登記事項証明書、 定款、寄附行為の写し のいずれか	1	登記事項証明書の場合 (交付後3ヶ月以内、原本1部) 定款や寄附行為の写しの場合 (写しを代表者で原本証明したものを1部)	
申請地の登記事項証明書 (全部事項)	1	申請地全ての土地登記事項証明書 (全部事項証明に限る、法務局交付後3ヶ月以内のもの、原本1部)	
(同意書)	(1)	*担保・地役権が設定されている場合、所有権移転に対する同意書が必要	
字限図	1	法務局所管の字限図 (写し可、3ヶ月以内のもの) *隣接地の隣接地全てに所有者名、地目、耕作者を記載して下さい。	
(合成図)	(1)	*隣接地が別葉の公図となっている場合はその公図を添付するとともに合成図を作成して下さい。 *公図上に国有里道・水路が介在する場合は里道は赤、水路は青色を着色して下さい。	
位置図	1	申請地の位置を示した図面 (2,500分の1) A4サイズ →市現況平面図(泊図) 1部200円 (都市計画課 A3サイズで可)、または市HP「都市計画地図情報」からの印刷も可能です。	
見取図	1	申請地付近の見取図 (住宅地図に位置を表示) A4サイズ	
隣地同意書	1	隣接農地の所有者及び耕作者の同意書 (原本1部) ・届出地が区画整理の区域内にあるときで隣接地の用途が農地以外の場合は不要。	
水利・農会同意書	1	水利関係代表の同意書 (原本1部) 農会長の同意書 (原本1部)	
住民票抄本	1	申請者のいずれかが市外に居住している場合、譲渡人の現住所氏名が登記簿と異なる場合、住民票抄本 (原本1部、交付後3ヶ月以内のもの) *なお、相続登記未了の場合で相続人全員で共同申請する場合は被相続人の除籍謄本 (原本1部)、特定人が単独で申請する場合は遺産分割協議書 (写1部) 又は相続放棄同意書 (写し1部)	
埋立規制条例許可等	1	埋立規制条例許可又は届出 提出済の確認 審査指導課	
理事長の意見書	1	届出地が区画整理の区域内にあるときは、理事長の意見書 (都市整備課)	
お尋ね書	1	*各項目について事前に確認をお願いします。 *提出前に必ず地区担当の農業委員に現地の説明をお願いします。(申請地及び転用目的等・・・面談もしくは電話で)	
その他参考書類	1	必要に応じ、書類・図面等の追加の提出が求める場合があります。	

※複写した書類・図面等には原本証明をして下さい。

◎受付は随時 (土・日曜日等の閉庁日の場合は不可)

※受理通知は書類受付・確認後14日以内に交付します。

(三田市農業委員会)